

AMT/NEWSLETTER

Economic Security & International Trade

2025 年 10 月 16 日

中華人民共和国輸出管理法に基づくレアアース規制関連公告等の 分析と日本企業への影響

日本弁護士 横井 傑/ 上海オフィススペシャル・カウンセラー 繆 媛媛

Contents

- I. はじめに
- II. 公告公布の経緯と戦略的背景
- III. 公告第 61 号:レアアース再輸出規制
 - 1. 規制の対象と「0.1%ルール」類似規定
 - 2. 輸出許可申請の厳格な審査基準(4 段階の規制レベル)
- IV. 公告第 62 号:レアアース関連技術の輸出管理と「みなし輸出」の導入
 - 1. 規制対象技術の範囲と「みなし輸出」の導入
 - 2. 越境技術支援の厳格な禁止
 - 3. コンプライアンス義務の拡大
- V. 公告第 56 号及び第 57 号:レアアースに関する生産加工設備及び品目管理の拡大
- VI. 日本企業として注目すべき重要ポイントと対策

I. はじめに

中華人民共和国商務部(MOFCOM)及び海関総署(GAC)は、2025 年 10 月 9 日、国家の安全と利益の維持を目的として、6 件の輸出管理公告(第 55 号～第 62 号)及び 1 件の信頼できないエンティティに関する公告を公布しました。

これらの規制は、中華人民共和国輸出管理法等に基づき、レアアース関連の品目、設備、技術の管理を全面的に強化し、また域外適用を拡大する内容を含んでいます。

公告	規制対象品目	施行日
商務部・海関総署公告 2025 年第 55 号 超硬材料関連品目の一部に対する輸出管理実施にかかる決定の公布に関する公告	一部の超硬材料関連物 項(人造ダイヤモンド微 粉末、DCPCVD 設備な	2025 年 11 月 8 日

	ど)	
商務部・海関総署公告 2025 年第 56 号 レアアース設備及び原料副原料関連品目の一部に対する輸出管理実施にかかる決定の公布に関する公告	一部のレアアース加工設備及び原料・副原料関連品目(遠心抽出機など)	2025 年 11 月 8 日
商務部・海関総署公告 2025 年第 57 号 中重希土類関連品目の一部に対する輸出管理実施にかかる決定の公布に関する公告	一部の中重希土類元素関連品目(ホルミウムなど 5 種)	2025 年 11 月 8 日
商務部・海関総署公告 2025 年第 58 号 リチウム電池及び人造黒鉛負極材料関連品目に対する輸出管理実施にかかる決定の公布に関する公告	リチウム電池及び人造黒鉛負極材料関連品目	2025 年 11 月 8 日
商務部公告 2025 年第 61 号 域外関連レアアース品目に対する輸出管理実施にかかる決定の公布に関する公告	域外関連レアアース品目	2025 年 12 月 1 日 (主要部分)
商務部公告 2025 年第 62 号 レアアース関連技術に対する輸出管理実施にかかる決定の公布に関する公告	レアアース関連技術(採掘、精錬分離、金属精錬、磁性材料の製造、リサイクルに関する技術)	2025 年 10 月 9 日 (即時施行)
信頼できないエンティティリスト業務機構 2025 年第 10 号 アンチドローン技術企業等の外国エンティティの信頼できないエンティティリストへの追加に関する公告	信頼できないエンティティリスト追加(米国のドローン技術企業など)	2025 年 10 月 9 日 (即時施行)

II. 公告公布の経緯と戦略的背景

レアアース(希土類)は、航空宇宙、防衛産業など、現代のハイテク産業に不可欠な戦略資源です。中国のレアアースの生産量・埋蔵量は、世界全体の 40~50%を占め、また精製・加工能力は 90%以上と言われており、中国の輸出制限政策は他国のサプライチェーンに深刻な影響を及ぼします。

中国のレアアースに関する輸出管理規制の経緯は以下の通りであり、今回の 2025 年 10 月 9 日付けレアアース輸出規制は、突如始まったものではなく、既存の輸出管理が強化補強されたという位置づけとなります。

- 初期の技術管理 (2001 年): レアアース関連技術は 2001 年の時点で「中国禁止輸出制限輸出技術目録」に組み込まれて技術流出を規制
- 段階的な品目管理 (2025 年 4 月): 2025 年 4 月 4 日の公告(第 18 号)により、中重希土類の一部(サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウムの 7 種)に対して輸出管理を実施
- 今回の規制強化 (2025 年 10 月 9 日): 第 57 号公告により、新たにホルミウム、エルビウム、ツリウム、ユウロピウム、イッテルビウムの 5 種が追加され、これにより中重希土類の全 12 種類が輸出管理の対象となる

今回の規制強化に関する公告の公布について、中国の商務部は、規制強化の目的は「国家の安全と利益の維持」及び「核不拡散などの国際義務の履行」にあり、具体的には、以下のリスクを排除するためと説明しています。¹

- 一部の域外組織・個人が、中国産の管理品目を直接又は加工後に軍事等のセンシティブな分野に流用し、中国の国家安全に重大な損害を与えている。

¹ https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyth/art/2025/art_16a0593dcadd4030959c3691cf39bb26.html

- 域外の組織・個人が、中国から不法にレアアース技術を獲得し、軍事等のセンシティブな分野で使用される品目を生産している。

なお、今回の一連の公告は、米国大統領と中国国家主席の APEC 首脳会談直前に発表されており、公告の公布によって米中間の緊張関係が高まりをみせていて状況を大きく変えています。しかしながら、現時点においてこのタイミングで公告が公布された背景については判明しておらず、今後の両国間の動向も注目されます。

III. 公告第 61 号:レアアース再輸出規制

公告第 61 号は、主として、特定のレアアース品目の輸出を規制し、特にその規制対象者を「域外の組織及び個人」と定めることで、中国輸出管理法に基づく再輸出規制を課しています。

1. 規制の対象と「0.1%ルール」類似規定

公告第 61 号の適用対象者は「域外組織及び個人」であり、同公告は、これらの者に対して「中国以外の他の国・地域へ輸出する前」に中国商務部が発行する两用物品輸出許可証を取得するよう義務付けています(公告第 61 号 1 条 1 項)。

許可申請が必要となるのは、主に以下の 3 つのいずれかの品目を中国以外の国・地域に輸出する場合です(公告第 61 号 1 条 2 項)。

なお、1 つ目のケースについては、閾値が 0.1% と極めて低いため、付属書 1 で指定された中国産レアアースをわずかも含む製品の再輸出には、中国の輸出許可の取得義務が生じる可能性があるため注意が必要です。

(1) 中国産の成分を含有(0.1%デミニミス・ルール類似規定)

「域外で製造された公告付属書 1 第二部分記載の品目(例:レアアース永久磁石、レアアースターゲット材)」が、「中国産の付属書 1 第一部分記載の品目」を含有、集成又は混合しており、かつ、その中国産品目の価値比率が、外国製造品の総価値の 0.1% 以上に達する場合

(2) 中国技術を使用

中国産のレアアースの採掘、精錬分離、金属精錬、磁性材料製造、リサイクルに関する技術を使用して域外で生産された公告付属書 1 記載の品目

(3) 中国産品目の域外中継

中国産の公告付属書 1 記載の品目

2. 輸出許可申請の厳格な審査基準(4段階の規制レベル)

公告第 61 号は、輸出申請の最終用途や最終需要者に応じて、4 段階の厳格度で許可審査を設定しています。

規制レベル	審査基準	対象となる最終用途・最終需要者	根拠条文
レベル 4: 原則不許可	N/A	① 域外の軍事ユーザーへの輸出申請 ② 輸出管理リスト/注視リストに掲載された輸入者・最終ユーザー(その 50%以上の持分を有する子会社等を含む)への輸出申請 ③ 大量破壊兵器(WMD)の設計・開発・生産・使用、テロ目的、軍事用途又は軍事能力の向上を最終用途とする輸出申請	公告第 61 号第 2 条、第 3 条
レベル 3:個別審査	通常の許可申請よりも厳格な審査となる見込み	最終用途が 14 ナノメートル以下のロジックチップ又は 256 層以上のメモリーチップの研究開発・生産、上記半導体の製造プロセスの製造設備・試験設備・材料、又は潜在的な軍事用途を有する AI の研究開発の場合	公告第 61 号第 4 条
レベル 2: 許可申請必要	上記の規制対象品目(0.1%ルール適用物項など)の一般用途を目的とした輸出	レベル 1、3、4 に該当しない全ての規制対象品目の輸出	公告第 61 号 1 条
レベル 1: 許可不要 (事後報告)	人道目的のため許可申請が免除。輸出後 10 営業日以内の事後報告と誓約が必須。	最終用途が、緊急医療、公衆衛生突発事件への対応、自然災害救助等の人道主義的救援の場合	公告第 61 号 5 条

IV. 公告第 62 号:レアアース関連技術の輸出管理と「みなし輸出」の導入

公告第 62 号は、レアアースに関するコア技術及び関連サービスを対象とし、中国の優位性のある技術の海外への流出防止を目的としており、公布日に即日施行(2025 年 10 月 9 日)されています。

1. 規制対象技術の範囲と「みなし輸出」の導入

公告第 62 号の規制対象技術は、レアアースのバリューチェーン全体を網羅する幅広いものであり、中国両用品目輸出管理リストに新しい管理コード(1E902.a, 1E902.b)として追加されました(公告第 62 号 1 条)。

- コア技術及びその媒体(管理コード:1E902.a): レアアースの採掘、精錬分離、金属精錬、磁性材料造、リサイクルに関する技術
- 技術サービス(管理コード:1E902.b): 上記に関連する生産ラインの組立て、調整、保守、修理、アップグレード等の技術

また、公告第 62 号における「輸出」は、①管理品目を中国国内から国外へ移転することに加え、②「域内又は域外で外国組織又は個人に提供する」行為(みなし輸出)も含まれます。日本の外為法におけるみなし輸出は、非居住者の自然人に対する技術提供の規制であるのに対し、(i) 国籍を基準としていること、(ii) 組織も対象とすることという点で異なっており、極めて広い範囲を補足するため注意が必要です。例えば、従来指摘されていた中国会社社内の外国人従業員に対する情報共有がみなし輸出に該当し得るという問題も引き続き生じます。

輸出の技術の提供方法には、知的財産権のライセンス、投資、交流、贈与、展示、検査、試験、技術援助、伝授、共同研究開発、雇用又は被雇用、コンサルティングなど、あらゆる形式での移転が列挙されており、これは技術が相手方に接触する可能性のあるすべての形態を網羅する非常に広範な「みなし輸出」となっています(公告第 62 号 2 条)。

2. 越境技術支援の厳格な禁止

公告第 62 号 2 条によれば、中国の公民、法人、非法人組織は、無許可で「域外のレアアース採掘、精錬分離、金属精錬、磁性材料製造、リサイクル活動」に対して、いかなる「実質的な援助及びサポート」も提供してはなりません(公告第 62 号 7 条)。これにより、例えば、中国の技術者やコンサルタントが、海外のレアアース関連プロジェクトで、中国政府の許可なしに技術指導やコンサルティングサービスを提供することが禁止されます。

3. コンプライアンス義務の拡大

(1) コンプライアンス告知書類の提出義務の具体化

輸出経営者は、(i) 技術を輸出する場合は付属書 1 の「移転又は提供される輸出制限技術の状況説明書」を提出する必要があり、(ii) 中国国内で外国組織又は個人に技術を提供する場合は付属書 2 の「域内で提供される輸出制限技術の状況説明書」を提出する必要があります(公告第 62 号 3 条)。これにより、輸出経営者は、当局に対し、技術の最終用途、使用シナリオ、提供方法、及びセキュリティ対策に関する詳細な情報を提供することとなります。

(2) サービス提供者への義務拡大

公告第 62 号は、「いかなる単位及び個人も、本公告に違反する行為に対して仲介、斡旋、代理、貨物輸送、郵便、通関申告、第三者電子商取引プラットフォーム及び金融等のサービスを提供してはならない」と定めています(公告第 62 号 5 条)。同規定は、規制対象の取引に関与する通関業者、輸送業者、金融機関、E コマースプラットフォームに対して当該取引が本公告の対象取引に該当するか否か、輸出許可を取得しているか否かを積極的に義務づけています。

(3) 公開技術・特許申請に関する制限

既にパブリックドメインに入った技術、基礎科学研究における技術、又は通常特許申請に不可欠な技術は、本公告の対象外となります。公告 62 号の発効日以降、許可なく本公告の対象となる未だパブリックドメインに入っていない技術を不特定の対象に公開する場合、輸出管理法第 34 条に基づき処罰されます(公告第 62 号 6 条)。これにより、レアアース関連企業は、未公開技術の漏洩や、新規の特許申請自体が「不特定の対象への公開」とみなされるリスクについて、慎重な検討が求められます。

V. 公告第 56 号及び第 57 号:レアアースに関する生産加工設備及び品目管理の拡大

(1) 公告第 56 号:レアアース加工設備及び原料・副原料関連品目を輸出管理対象に

本公告は、レアアースの生産能力そのものを制限することを目的としており、規制対象を以下の 2 種類に大別し、全面的な輸出管理下に置きました。

- ① レアアース生産加工設備
- ② レアアース原料・副原料関連品目

特に規制対象として指定された設備には、レアアースの精製・分離工程において不可欠な遠心抽出機(離心萃取設備)(管理コード:2B902.a)が含まれる点に留意が必要です。

輸出経営者は、これらの品目を輸出するにあたり、輸出管理法及び両用品目輸出管理条例の関連規定に従い、商務部への許可申請が義務付けられます。

(2) 公告第 57 号:すべての中重希土類関連品目を輸出管理対象に

既述のとおり、商務部は、2025 年 4 月 4 日に先行して規制した 7 種の中重希土類に加え、今回新たにホルミウム、エルビウム、ツリウム、ユウロピウム、イッテルビウムの 5 種の中重希土類を追加で規制対象としました。

これにより、すべての中重希土類(合計 12 種類)が中国において輸出管理の対象となり、戦略資源としての統制が完了しました。

VI. 日本企業として注目すべき重要ポイントと対策

今回の 10 月 9 日付け公告群(第 56 号、57 号、第 61 号、第 62 号)は、従来の中国によるレアアース輸出管理に、上流(加工設備・原料副原料)の管理、コア技術の管理、下流の管理(域外適用管理)を追加することで、レアアースの輸出管理を単一品目の個別の輸出管理から、全産業チェーンを網羅する総合的なクローズドループ管理へ拡張したと評価できます。

これにより中国によるレアアースの輸出管理は全面的な規制となっており、日本企業としては、特に以下の点について留意が必要です。

(1) レアアース関連品目の追加

既述のとおり、レアアース輸出管理においては、新たなレアアースの品目追加に留まらず、加工設備、原料・副原料等に大きく拡大されており、レアアース関連品目の取り扱いのある企業においては輸出管理実務のアップデートが急務となります。

また、直接輸入等がなくともバリューチェーン上の企業において取り扱いがある企業についても、今後原材料・部品等の調達に影響が出る可能性があるため、輸出許可の状況について把握が必要と思われる。

(2) 中国産レアアースの再輸出規制の導入

これまで再輸出については米国規制が主に問題となっていましたが、各国企業は中国の再輸出規制も念頭においたサプライチェーン管理を新たに構築する必要が生じています。また、再輸出規制の適用リスクが高い部品(高性能磁石、センサーなど)については、製品の部品表(BOM)を再分析し、中国産レアアースの含有価値を追跡・算定するシステムの導入を急ぐ必要があると思われます。

(3) みなし輸出の導入

レアアース関連技術へのみなし輸出規制の導入により、従来は想定されていなかった企業同士の提携が規制対象になる可能性が生じています。そこで、レアアース関連技術の取り扱いのある企業においては、中国子会社・合併会社内での日本人駐在員による技術指導や、国外への技術サービス提供(メンテナンス、アップグレード等)が、無許可の「みなし輸出」や「実質的援助」として規制対象とならないよう詳細な社内フローとセキュリティ管理を策定する必要があると思われます。

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 横井 傑 (suguru.yokoi@amt-law.com)
弁護士 繆 媛媛 (miao.yuanyuan@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。